

処遇改善加算にかかる「見える化」要件について（情報公開）

令和6年度介護報酬改定により、従来の介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

介護職員等処遇改善加算の算定要件のひとつ「見える化要件」に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に公表します。

資質の向上 やキャリア アップに 向けた支援	<ul style="list-style-type: none">働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">新人介護職員の早期離職防止の為のエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
	<ul style="list-style-type: none">ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<ul style="list-style-type: none">事故、トラブルへの対応マニュアルなどの作成による責任の所在の明確化
	<ul style="list-style-type: none">子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度
	<ul style="list-style-type: none">事業所内保育施設の整備
	<ul style="list-style-type: none">子の看護休暇の有給化
	<ul style="list-style-type: none">永年勤続対象者へのリフレッシュ休暇
	<ul style="list-style-type: none">短時間勤務労働者を含む全職員対象の健康診断・ストレスチェック・インフルエンザ予防接種
	<ul style="list-style-type: none">メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置
	<ul style="list-style-type: none">職員休憩室の設置
	<ul style="list-style-type: none">非正規職員から正職員への転換
	<ul style="list-style-type: none">県内契約施設の割引制度